

長野県諏訪市

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成30年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	諏訪市職員				民間従業員			A÷B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
全 体	1人	46.3歳	323,300 円	342,999 円	—	—	—	—
公営企業職員	—	—	— 円	— 円	—	—	—	—
その他職員	1人	46.3歳	323,300 円	342,999 円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額としています。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当・通勤手当・時間外勤務手当など(期末手当・勤勉手当・寒冷地手当は除く)の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものを使用しています。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成26年度～平成28年度の3ヶ年平均です。)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全 体								1人				
公営企業職員												
その他職員								1人				

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用 ※ただし、3級までの運用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手 当 名 称	支 給 要 件	
感 染 症 等 関 係 業 務 従 事 手 当	感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、消毒作業・防疫作業等に従事した職員	400円/回
行旅死亡人及び行旅病人取扱作業手当	行旅死亡人又は行旅病人が発生した場合の取扱作業に従事した職員	病 人 2,000円/回 死亡人 3,500円/回
死 亡 獣 畜 取 扱 手 当	犬、猫等の死体の収集又は運搬作業に従事した職員	300円/回
水 道 料 金 等 滞 納 整 理 手 当	水道料金等の徴収に関する業務に従事し、1日3時間以上庁舎外において滞納整理業務に従事した職員	300円/日

ウ 昇給基準

一般職員の例によるものとし、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳以上は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職については、基本的には退職不補充職種としており、業務の廃止、民間委託及び非常勤職員等に対応していく方針であるため、新規採用については平成10年度を最後に実施しておりません。

今後やむを得ず技能労務職を採用する必要がある場合にも、最少限の人数とします。

給与については、今後も民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意しつつ、国・県・県内市町村の動向も注視し、住民の理解と納得が得られるように努力していきます。

3 具体的な取組内容

①平成18年1月1日に技能労務職のうち公営企業職員以外の職員に係る特殊勤務手当を「8種類」から「3種類」に見直しました。

【清掃作業手当・自動車運転手当・蓼科保養学園勤務手当・清水学園勤務手当・海の家勤務手当・下水道作業手当を廃止し、死亡獣畜取扱手当を新設】

②平成18年1月1日に公営企業職員に係る特殊勤務手当は「4種類」から「1種類」に見直しました。

【停水・停湯手当・現場作業手当・特別召集手当・企業手当を廃止し、水道料金等滞納整理手当を新設】

③平成18年4月1日から人事考課に基づく昇給制度を全職種に導入しました。

④平成22年4月1日に技能労務職員から一般行政職への職種変更により、職員数1名の削減を行いました。

⑤平成19年度退職者3名、平成20年度退職者1名、平成21年度退職者2名、平成22年度退職者2名、平成27年度1名 に対し、非常勤職員等での対応を行っています。

4 その他

今後も、退職不補充を原則とし、業務の見直し、非常勤職員等での対応及び民間委託の推進等に取り組めます。